

ノーモア・ミナマタを語り継ぎ、住みよいまちづくりを！

# NPOみなまた



No.17 (2005年10月)



とてもいい日和中尾山の山頂にコスモスを見に行きました。皆さんとても喜んで「きれいね。きれいね」と楽しそうでした。

ご家族も、写真を見て「こんな笑顔は見たことない」と言われ、いつもは何にも語られないのに「きれいだったよ」とお話されたそうです。

田上時恵（のがわの家スタッフ）



発行：NPOみなまた 発行責任者：橋口三郎 ☎867-0045 水俣市桜井町2-2-20

☎0966-62-9822 fax0966-62-1154 Eメール：npominam@ybb.ne.jp

題字：江口 睦美

(カット：くさのあき)

# 水俣病不知火患者会

## ノーモア・ミナマタ国賠訴訟を提訴

10月3日、水俣病不知火患者会がノーモア・ミナマタ訴訟を熊本地裁に提起しました。

原告団・弁護団は、「私たちは、本訴訟において、『司法救済制度』を提案し、その確立を目指します。「司法救済制度」とは、司法による水俣病被害者の救済手続です。裁判所が、水俣病被害者か否か及び慰謝料の額を、最高裁判所判決を基本に据えて、認定するものです。また、司法認定を受けた被害者らに、充実した医療費等の補償をすべきことも当然です。こうした抜本的な解決の仕組みを早急に確立し、3年以内に全ての水俣病被害者の救済を目指す決意です。」(抜粋)とする声明を発表しました。この訴訟の概要は次の通りです。

### ノーモア・ミナマタ国家賠償等請求事件・第一陣提訴概要

ノーモア・ミナマタ訴訟弁護団

#### 1 当事者

原告 50名(女性が約3割)  
・年齢 平均67才(50代から80代まで)  
・居住地区 水俣市が全体の約4割、芦北町が全体の約2割、  
御所浦町が全体の約1割5分、その他鹿児島県出水市等

原告代理人 17名(熊本・福岡の弁護士)

被告 チッソ株式会社、国、熊本県

#### 2 請求

各原告から、チッソに対して金850万円、国及び熊本県に対して金212万5000円(不真正連帯)及び平成16年10月16日から完済まで年5分の遅延損害金を請求。総額4億2500万円

#### 3 事案の要点

原告らは、平成16年10月15日の最高裁判決を基本に据え、その後の行政の対応の不適切ないし不十分さから、水俣病問題の最終全面解決の道を司法に求め、水俣病患者として、慰謝料等の請求をするもの。

水俣病の病像

現在の行政認定基準(昭和52年判断条件)は、複数の症状の組合せを認定の条件とする厳しいものである。裁判所は、昭和60年の水俣病第二次福岡高裁判決以降、平成16年の水俣病関西最高裁判決に至るまで、この基準に対し、狭すぎると厳しく批判してきた。にもかかわらず、行政は、現在まで上記基準を維持している。水俣病の多彩な症状、病型の多彩さ等に鑑みると、病像を限定的に捉えるべきではない。従来からの司法認定基準である疫学条件プラス四肢末梢性感覚障害、あるいは2点識別覚の異常があれば水俣病と認定すべきであり、この司法の基準によれば原告らはいずれも高度の蓋然性をもって水俣病と認定される患者である。

チッソの責任(民法709条に基づく不法行為責任)

チッソ水俣工場がアセトアルデヒド廃水を放流し、これを放置した行為を原因として原告らは水俣病に罹患した。

国と熊本県の責任(国家賠償法1条1項に基づく損害賠償責任)

国は、昭和34年12月までに、水質二法に基づく規制権限を行使してチッソの廃水を規制すべき作為義務があり、熊本県は、同月までに、熊本県漁業調整規則に基づく規制権限を行使してチッソの廃水を規制すべき作為義務があったにもかかわらず、いずれも昭和35年1月以降においても規制権限を行使しなかったことは国家賠償法1条1項の適用上違法である。国と県は、当該不作為により原告らに水俣病に罹患させ、その健康被害を拡大させた。

請求する損害の内容

チッソに対しては、慰謝料として800万円、弁護士費用として50万円。

国と県に対しては、それぞれその4分の1(上記最高裁判決から)

両請求は不真正連帯の関係。

## 水俣病不知火患者会

# ノーマア・ミナマタのたたかい、ふたたび

### \* ノーマア・ミナマタ裁判提訴

水俣病不知火患者会は10月3日に国と熊本県、チッソを被告にノーマアミナマタ訴訟を提起しました（詳細は左記概要）。

この日は1陣として50人の原告が提訴。大石利生原告団長は熊本地裁前で「『ただいまから私たちは国家権力に立ち向かうことになりました』と36年前の第一次訴訟提訴の日に渡辺栄三原告団長が述べた決意表明を、私たちも繰り返さなければ救済されないのです。今度こそ被害者が納得のいく救済をめざして頑張らしましょう」とすべての被害者の団結と支援を呼びかけました。

また、弁護団長の園田昭人弁護士は、裁判所による司法救済制度を確立し全ての水俣病患者を救済する仕組みを作り上げると挨拶しました。

弁護団長に園田昭人、事務局長に内川寛、事務局次長に寺内大介の各弁護士が就任しました。弁護団は総勢20人です。

11月14日には2陣約500人が、引き続き追加提訴の予定です。



### \* 10.30決起集会



ノーマア・ミナマタ訴訟原告団・弁護団は10月30日、水俣市文化会館で「全ての水俣病患者を救済するための10・30決起集会」を開きました。

被害者を中心に市民や支援団体のみならず、他の患者団体など900人を越す人たちが集まりました。集会では二人の被害者からの訴えがあり、改めて水俣病被害の深刻さが浮き彫りになりました。

出水市前田に住む40才代の男性は子どもの頃から水俣病の症状や差別に苦しんだ経験を話しました。手の感覚障害のため、仕事に就いても失敗が多くて何回も辞めさせられ絶望のあまり自殺を図ったことを告白しました。

また、70才代の女性は社会的偏見などから、家族のことを気にかけるながらも勇気をふるって訴える決意をしたと話しました。二人の訴えは、参加者の胸をうちました。

また、園田昭人弁護団長は、全ての水俣病被害者を司法の場で救済するしくみをつくるノーマア・ミナマタ裁判への参加を、大石原告団長はそのために全ての被害者の団結を訴えました。

## みなさん、「PEAP」ってご存知ですか？

介護に関わっているみなさんなら、すでにご存知のことと思いますが、英語で「Professional Environmento Assessmet Protocol」の頭文字をとって「PEAP」といいます。主に認知症の高齢者の方が快適に暮らしていただける空間づくりのための指針のことです。

見当識への支援、機能的な能力への支援、環境における刺激の質と調整、安全と安心の確保、生活の継続性への支援、事故選択への支援 プライバシーの確保、入居者とのふれあいの促進の8つの評価項目からなっています。

今般、このかなりの学術的なセミナーに、施設長が参加しました。

施設長のセミナー報告と取り組みへの熱い訴えに、「私たちのホームでも是非とも取り組んでみたい」。「入居者のみなさんが少しでも気持ちよく過ごせるところにしよう」と職員みんなが同じ気持ちになりました。

リビングの時計はみんなが見えるように、もう少し下の位置に。寝て過ごすことが多いTさんの部屋には季節を感じてもらえるようにいつもお花を飾ってはどうか。サンルームは入居者同士で話をしながらくつろぐところなので、いつでもお茶を飲めるように準備しておきましょう。リクレーションの道具は出しやすいように整理しておく。など...

この取り組みは始まったばかりの現在進行形です。

前田 昌江（キトさん家スタッフ）

### よろしくお祈いします



この度、三郎の家のグループホームではたらくことになりました。グループホームの経験は今度が初めてなのでとまどうことばかりです。でも諸先輩の助言を受けて日々勉強し頑張っています。

利用者のみなさんがとても生き生きとされています。すてきな笑顔を見せてくださった時には自分まで嬉しくなります。

利用者のみなさんにとってこの三郎の家が“本当の家のように、私たちが本当の家族のように”近づけるように、心のこもったケアをしいていきたいと思ひます。

どうぞよろしくお祈いします。

竹之下 美穂（グループホーム三郎の家）

今年の9月よりキトさん家にお世話になっています。職員のみなさん、入居者の皆さんに温かく迎え入れて頂きました。

私にとって自分の家がいちばん落ち着いて生活できる場所であるように、入居者のみなさんにとってもキトさん家が落ち着き、安心して暮らせる場所となり、住み慣れた家として楽しい生活がおくれるよう少しでもお手伝いが出来ればと思ひます。

中山ともみ（キトさん家）



初めまして！

昭和52年9月27日生まれの28才です。津奈木に住んでいます。私はこの仕事の経験もなく、まだまだ皆さんに教えてもらうことばかりです。難しい仕事ですがやりがいのある仕事だと感じています。一生懸命頑張りますのでよろしくお祈いいたします。

石井しおり（のがわの家）



## 追悼

# 淵上さんありがとう

NPOみなまたニュース（7号）の表紙をかざってくれた淵上道信さんがなくなられました。享年91才でした。

当初は入院先の病院を抜け出したりして周囲をはらはらさせていた淵上さんでしたが、三郎の家に入居されてからはすっかり落ち着いた毎日をご過ごしておられました。

ダイニングテーブルのご自分の席から、片肘をつき、お茶をすすりながら、今も私たちファミリーを見守って下さるように思えてなりません。

三郎の家の日常には、多少のもめごともあります。淵上さんには、一家の主として、最後に湯を入れ、諍いを収めていただいたことがありました。「さすが、男じゃな...」。みんなからも尊敬のまなざしが注がれていました。

若い、女性の職員をご自分の娘としてみてたのでしょうか。お客様がいらっしやると、「ほう、お茶ばいれんか...」と、目配せ。帰宅しようとする、「夜遊びばかりして、イッチョン言うこときかん...」と引きとめようとされていました。

お体の具合が悪くなり入院が必要となりました。ご家族と話し合い、ぎりぎり限界まで三郎の家で過ごしていただくことに。淵上さんが可愛がっていた猫のミーもベッドサイドの安楽イスから終日、離れませんでした。夜はご家族が付き添われ、わたくし共と一緒に、お父様の看病をなさいました。やさしいお父様の思い出話は夜更けまで尽きることなく、父親のことをこんなにも語る、娘さんが実にうらやましいと感じたことでした。

5月18日静かに旅立たれました。淵上さん「ありがとう...」。ご冥福を、お祈りいたします。

三郎の家施設長 柏木 敦子



91才の誕生祝いの日に



現在89才のIさんは、若い頃から長年、炭坑の選炭婦として働いてこられました。

「どら、踊ろうか。あんた達、歌いなさい」と言って、スタッフやの利用者のかたの歌や手拍子にあわせて踊ってくださいます。生き生きと、とても89才とは思えない身のこなしです。昔の歌はほとんど知っていて、歌ってくださり利用者の方にもとても喜ばれています。

以前のIさんは徘徊があり、ご近隣とのトラブルが多かったそうです。デイサービスを利用されるようになって、次第に落ち着いて表情も穏やかになりました。最近、「私はこれ（デイサービス）にいくのが楽しみ」と準備をして待っていてくださいます。

そんなIさんが言った言葉。「人間は顔じゃなく心。どんなことがあっても真面目さと優しい心をもってさえいればよか」。今も昔も変わ

らないIさんのお人柄を改めて知らされた思いです。

前田 祐介（三郎の家スタッフ）

## —川辺川ダム問題の現状と課題—

川辺川利水訴訟原告団事務局 久保田 悦子

2003年5月16日に下された利水訴訟控訴審判決はダム本体計画にも直接大きな影響を与え、今年8月29日、熊本県収用委員会は土地収用法に基づく「迅速な審理」という観点から、起業者である国土交通省に対して収用裁決申請の取り下げ勧告を求めました。これに対して国土交通省は、地元市町村議会決議などで「ダム建設を前提とした」取下げに向け合意形成をはかり、最終的に9月15日に勧告を受け入れるに至りました。その結果、ダム計画は白紙となりました。収用委員会の勇気ある決断に敬意を表したいと思います。

ところで1年をメドに策定するとして注目されてきた新利水計画の動きは、ここにきて計画概要（対

象区域と特定水源）が特定できない状況が続いています。先に行われたアンケート結果を見ると、対象区域を1378ha（当初計画時の対象区域の40%）にまで縮小させたにもかかわらず、その中で水が必要とした農家は全体の72%（うちダム利水は74%程度）となりました。詳述すると、事業対象区域内であってもダム利水を望む農家は50%弱という状況では農水省が求めている8割～9割の同意（事業実施基準仮同意率）には到底及ばず、新聞報道でいわれているダム利水は現実のものとはなりません。

そのため私たち原告団は、ダムによる利水事業を前提としてきたために水の手当てに著しく遅れをきたしてきた地域も存在することから、早期に対策を講じるよう求め、そのためにはダムによらない農民が主人公とした「六藤堰取水案（非ダム案）」の実現にむけて取り組んでいます。ダム利水が目的から外れることとなれば、さらに建設計画が中止が迫られることは必至です。

計画公表から40年近くたった今もなお、ダム建設に固執する国の姿勢に厳しい批判が集中する中、国民の手に真の民主主義を取り戻すために、川辺川の流域住民たちは今日も闘い続けています。

## 「運動は楽しく、美味しく」

毎年恒例の川辺川現地調査会には、全国から多くの人が集まってきます。そこで、「ダムの水はいらない」農家を実態を直接見て、聞いてダムの無駄や農村の抱えた問題を学習します。そして、もうひとつの、目的は豊かな食を生み出す人吉・球磨地方の味を楽しむことです。

今年のキーワードは「地産地消とスローフード」。私は辛子レンコンづくりに参加しました。大交流会では鮎の塩焼きをはじめ、定番のバーベキュー、そして五木の豆腐の冷奴、さくさく牛蒡天、茄子の辛子味噌和え、南瓜やニンジン、干し筍や椎茸、全ての食材を現地調達です。各農家自家製の漬物もあり、おにぎりのお米はもちろん相良産。おいしく楽しい現地調査、迎える農家のご婦人方が縁の下で支えています。なぜ裁判で国に勝ったか、その理由を垣間見た調査会でした。

大畑 靖夫（五木を育む清流川辺川を守る県民の会）



現地調査をささえる農家のご婦人たち

# 「水俣病の真実」

—水俣病被害の実態を明らかにした藤野紘医師の記録—

転機は、1973年3月20日の水俣病第一次訴訟判決である。

判決が確定したこの年で1900人を超す人たちが認定申請をした。政府はすでに1971年8月に、感覚障害だけの水俣病を認めていた。そして、1973年12月までに患者団体と昭和電工、チッソとの間で判決をもとに補償協定が結ばれてから事態は一変した。それまで、水俣病の認定は判決で公序良俗に反するとされた見舞金契約の水準に対応していたが、今後は補償協定の水準に対応する。

そこで、政府は、1977年7月に、感覚障害と運動失調など組み合わせで水俣病とする判断条件に改悪した。水俣病患者大量切捨て政策が始まったのである。

しかし、1995年12月10日、政府は、水俣病全国連の粘り強い闘いの前に、1968年以前から水俣地域に住み四肢末端に感覚障害がある者を救済する解決策を打ち出さざるを得なかった。その結果、政府解決策により合計で12370人が救済された。

この救済の基準は、藤野医師らが1975年ごろ不知火海に浮かぶ桂島の全住民全員を検診した結果による。被害を明らかにすることがまず出発点であった。

なぜ藤野医師は救済の基準を明らかにし得たのか、国の政策を転換した力はどこにあったのか。と同時に、なぜ今また水俣病問題が再燃したのか。どうすれば解決できるのか。その疑問にも答えてくれる貴重な本である。

ぜひ御一読願いたい。

弁護士 板井 優（水俣病訴訟弁護団事務局長）



## ◎書籍紹介・・・

### 「新たにわかってきた水俣病のはなし」

前号でもお知らせしましたが、本冊子は水俣病認定申請者の現状を知らせ、隠れた水俣病患者が検診を受けやすい環境をつくるために役立てばとの思いを込めて当法人が発行しました。

水俣病関西訴訟最高裁判決後に協立クリニックに検診に訪れた水俣病被害者の症状のデータを分析しているほか、水俣病とは何かと題した対談、低濃度汚染に対する日本や世界の取り組みなどもわかりやすく掲載されています。

一般市民だけでなく、水俣病や環境問題の学習に使いたいと全国の学校、病院、環境団体から注文が相次いでいます。残り200冊になりました。

発行：NPOみなまた 1冊300円

### 「環境と公害」35巻2号

水俣病が特集されています。

7月9日～10日に開かれた「第22回天草環境会議」での講演と座談会で構成されています。

#### ○主な内容

水俣病問題は終わっていない.....原田正純

水俣病問題の残された責任.....宮本憲一

水俣病 その技術的側面.....宇井 純

水俣病の実像.....高岡 滋

【座談会】今、なぜ水俣病問題か 公式発見50年に向けた課題を考える

高岡滋医師（協立病院総院長）は、水俣病の検診受診者の実情、感覚障害の内容、水俣病をめぐる医学の問題点について述べています。

水俣病に関する現状と課題がよくわかります。

発行：岩波書店 1冊1260円



## 現場に根ざした水俣学



8月、熊本学園大学水俣学現地研究センターを念願の水俣市内、浜町に開設した。

センターは水俣病に関連する資料や、水俣・芦北・出水地区における経済・福祉・医療・労働などの資料も収集・整理を行い、地域社会全体を捉えなおすことを目的としている。

10月から第2・4火曜日午後1時から4時に健康・医療／生活・福祉相談を行い、地元の抱える問題や、社会福祉のニーズを把握し、共に解決をする取り組みの足がかりとしている。他、湯の鶴地区の活性化、食育パートナーシップ事業、産業廃棄物処理場問題などにも取り組んでおり、幅広い視点で水俣・芦北地域の住民・経済の力を発揮する足がかりを模索している。また、熊本学園大学のサテライトとして福祉から経済にいたるまで市民向けの幅広い公開講座も11月11日から開催していく。

研究とは、机上だけで出来るものではなく、フィールドに出て直接肌で触れ、足で歩き回って初めて可能と考えている。そのためには、水俣学現地研究センターは拠点となることであり、地元の皆さんから示唆と協力が必要だと考えている。今後は既にさまざまな取り組みをされている地元の方々に客員研究員として参加して頂き、地域連帯型の研究拠点となりたい。

チツソ水俣病関連訴訟最高裁判決で国・県の行政責任が明らかになった後も、3000人の新しい申請者がいること、10月3日に不知火患者会が国・県、チツソを相手に裁判を提訴したことなどから水俣病は決して終わっていないことが明らかになっている。センターの役割と責任が今後大きくなっていくと思われる。

水俣学研究センター  
リサーチアシスタント 田尻 雅美

### 活動日誌（2005年8月～10月）

#### NPOみなまた

- 8月2日 管理者研修会（～5日・天寿園）
- 18日 のがわの家実地調査
- 24日 介護部会
- 9月14日 介護部会
- 10日 グループホーム連絡会交流研修会
- 16日 NPOみなまた理事会
- 28日 第三者評価に関する研修会（鹿児島）
- 10月1日 県認知症高齢者研修会
- 4日 介護サービスシンポ（鹿児島）
- 19日 介護部会
- 21日 のがわの家へ研修受け入れ
- 30日 水俣こころフェスティバル

#### 関係団体

- 8月8日 水俣病被害者の会世話人会
- 18日 水俣病公式発見50年事業部会
- 22日 環境省新保健手帳説明会
- 27日 川辺川現地調査
- 28日 不知火患者会決起集会
- 9月11日 森脇・豊田両氏の古稀祝い（東京）
- 21日 ノーモアミナマタ訴訟原告団結成
- 28日 環境省、新保健手帳説明会
- 10月3日 ノーモアミナマタ訴訟提訴
- 5日 水俣病公式発見50年事業部会
- 15日 水俣病被害者の会世話人会
- 30日 不知火患者会決起集会

### 出版祝賀会のお知らせ

#### 「水俣病の真実」

—水俣病被害の実態を明らかにした藤野紘医師の記録—

☆日時：11月23日午後3時～

☆場所：水俣市もやい直しセンター「もやい館」

Tel：0966-62-3120

○講演

千場茂勝弁護士（水俣病訴訟弁護団団長）

「水俣病裁判の歴史」

高岡 滋（水俣協立病院総院長）

「水俣病における医学役割」

矢吹紀人氏と藤野紘医師の対談

\*終了後、5時から懇親会を行います

場所：あらせ会館 Tel：0966-63-1100

### 編集後記

水俣病問題がめまぐるしく展開しています。今号の発行遅れもそのせいといえなくも…。どうかご容赦ください。皆さまのご意見・ご感想をお待ちしています。また、ご寄稿いただくことも大歓迎です。